

Point!

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）



基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めたもので、大きく分けて次の4つです。（1989年国連総会採択、1994年日本批准）

生きる権利	防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
育つ権利	教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
守られる権利	あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
参加する権利	自由に意見を表明したり集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。



## 北九州市子ども基本条例



北九州市議会の令和6年12月定例会において、「北九州市子ども基本条例」が成立しました。

北九州市では、こどもの目線に合わせてこどもの最善を考え、社会を構成する存在として、子どもを尊重できる社会を目指し、令和5年11月に「こどもまんなかCity宣言」を行いました。

子どもの権利を知ることが一番大切であるとの考えから、「子どもにとって大切な権利」をはじめ、「子どもの権利の保障」や「子どもの健康及び成長発達のための取組」について定められています。

### “子どもにとって大切な権利”とは・・・？

- ・安心して守られる権利
- ・自分を守り、自分が守られる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・心豊かに育つ権利
- ・社会に参加し、意見を表明する権利



北九州市子ども基本条例  
ホームページ